

6 公共工作物

(1) 信号機

設計のポイント

視覚障害者用信号機（音響信号機）は、人通りの多い場所や付近に視覚障害者の学校や施設があり、視覚障害者の横断需要がある場所に、必要に応じ設けることが望めます。

- 音源は、横断歩道の両端とし、音源の近くには、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設が望めます。
- 音響は、鳴き交し式等の方向性が認識しやすい方式が望めます。音量は、正常な聴力を有する者が横断歩道付近で聴取できる程度とします。
- 高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、歩行者の[青]の時間の調整が必要です。
- 押ボタン式信号機は、誰もが使用しやすいよう、ボタンの位置や形状に配慮が必要です。

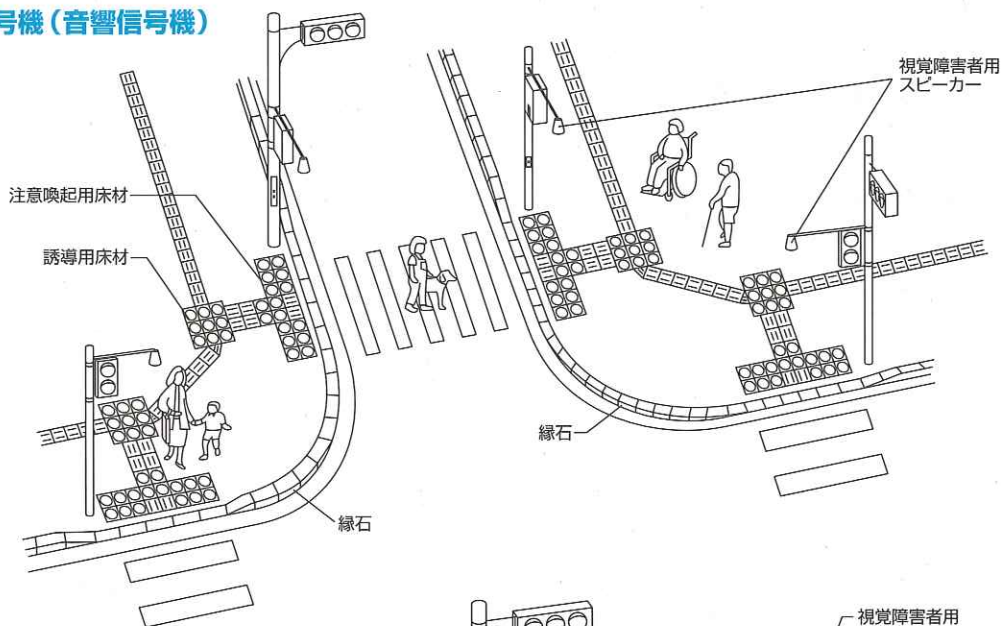
●整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

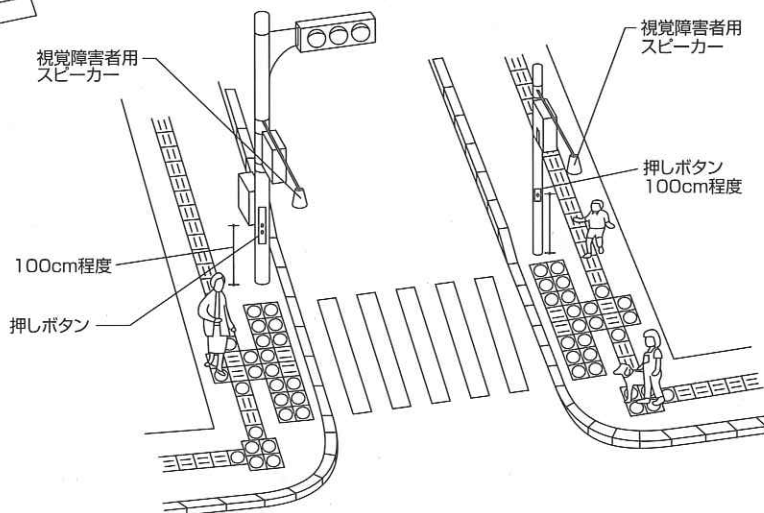
▲ 参考事例等

✕ 注意マーク

視覚障害者用信号機（音響信号機）



押ボタン式信号機



(2) 公衆電話ボックス

設計のポイント

公衆電話は誰もが利用できる通信手段とする必要があるため、車いすの利用に配慮した公衆電話ボックスにすることが望まれます。また、高齢者や視覚障害者、難聴者等への配慮も望まれます。

- ☐ 出入口は、車いすが通過できる幅80cm以上を確保し、段を設けない構造とします。
- ☐ 出入口の戸は、車いす使用者が開閉しやすい構造とします。
- ☐ 車いすが回転できるスペース(150cm×150cm以上)を確保します。
- ☐ 電話機は、視覚障害者及び難聴者に配慮が望まれます。

[視覚障害者対応]

カードで利用できるものとし、カード挿入口に点字表示をします。

[難聴者対応]

音量増幅装置付きの受話器とします。

- ☐ 高齢者や歩行困難者の利用に配慮して、引き出し式の椅子や体を持たせかけるクッション付の手すり等を設けることが望まれます。

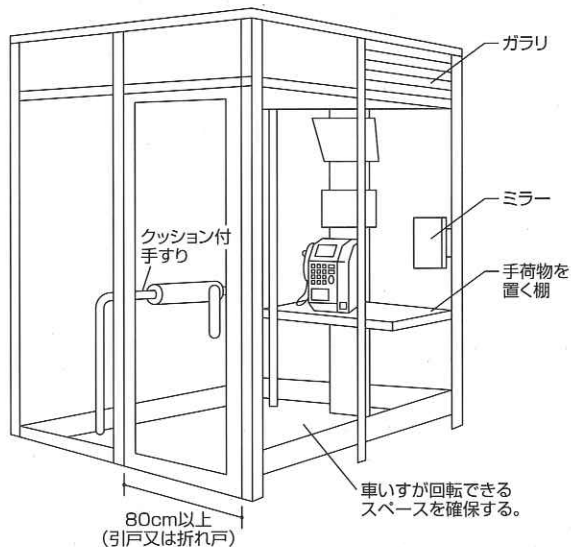
●整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

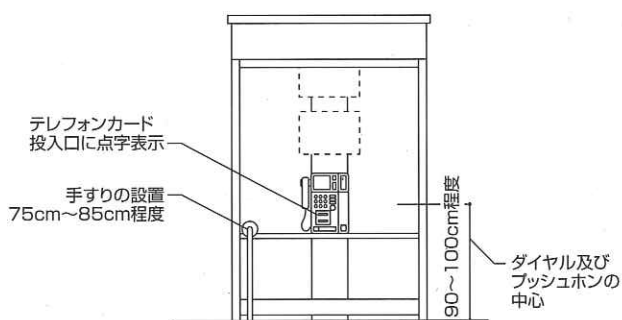
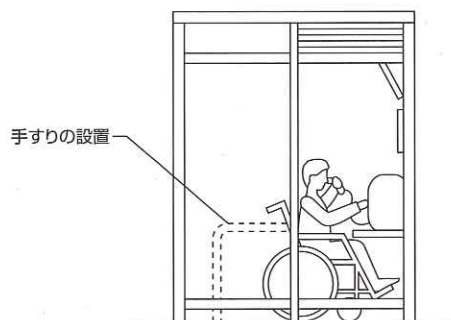
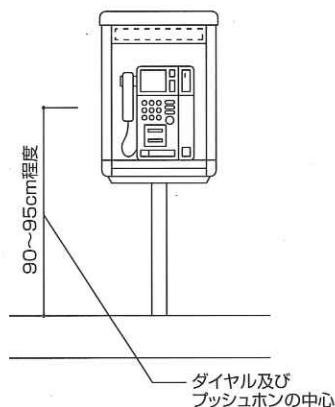
▲ 参考事例等

✖ 注意マーク

ボックス型の参考例



キャビネットの参考例



6 公共工作物

(3) 案内標識 ①

設計のポイント

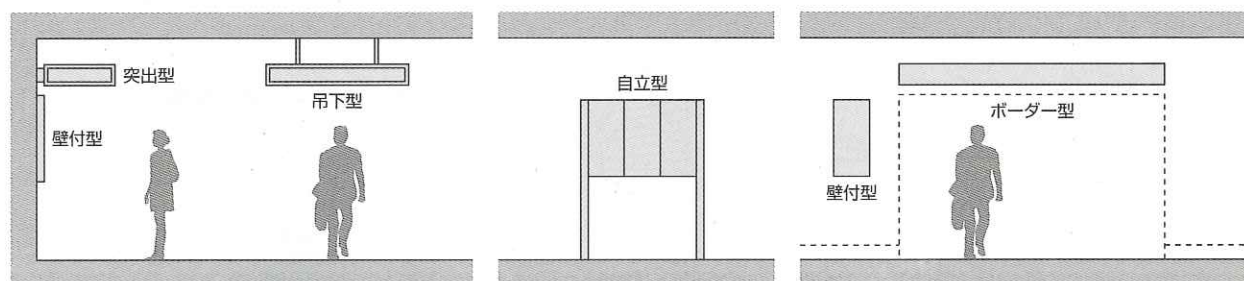
案内標識（サイン）は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように、高さや文字の大きさ、色等に配慮するとともに、通行の支障とならない位置に設けることが望めます。

また、交通の拠点や観光地、中心市街地等では、地区全体のサイン計画を策定するなど、計画的に整備を図る必要があります。

- 吊り下げ式や上部突出式の場合、通行の妨げにならないよう、下端の寸法を十分に配慮します。
- 表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインとし、彩度及び明度の差に配慮が必要です。
- 案内用の図記号は、外国人等の共通の言語を持たない人へ情報提供や、文字では判読できない距離からの視認化を図るため、統一的なピクトグラム（絵文字）を使用します。
- サイン表示の大きさ等を検討する際の視力は0.5程度に設定する必要があります。このことにより1人で出歩ける高齢者の大半を対象にすることができます。
- 表示書体は、角ゴシック体の視認性が優れています。また、視認性から、遠・中距離には太ゴシック、近距離には中ゴシック等が望めます。

【参考:案内標識に関する資料】

設置方式



サイン機能の種別と設置形式

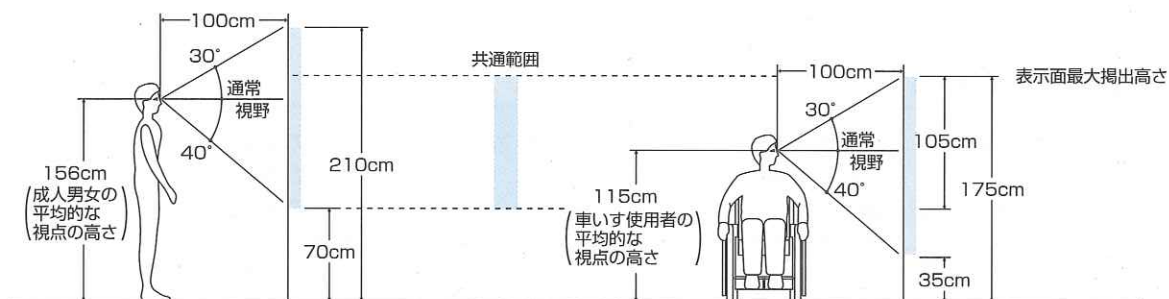
サイン機能種別		一般的な設置形式の選択肢
誘導サイン	基本動線方向と対面する向きに設置することで、遠方から、かつ歩きながら情報を読みとることができます。	吊下型・突出型
位置サイン	各施設の位置に施設名などを表示するもので、誘導サインと同様に、遠方から、かつ歩きながら情報を読みとることができます。	吊下型・突出型・ボーダー型
案内サイン	留まって見るとき、他人の通行の妨げにならぬよう基本動線方向と平行な向きに設置します。掲出高さは、至近距離から読みやすいよう、目線に合わせる基本です。	壁付型・自立型

出典:交通拠点のサインシステム計画ガイドブック 交通エコロジー・モビリティ財団

【参考:サインの設置範囲例】

近距離視認型サインの設置範囲例

近距離視認型のサインは、通常の立位の人と車いす使用者が、共通して視認できる掲出高さで器具寸法を設定する必要があります。視認距離を1mとすると、B1判程度の天地寸法で最大掲出高さ175cm程度となります。



⚠ 立位と座位で共通する見やすい範囲は、70cm～175cmとなります。

遠距離視認型サインの設置範囲例

遠距離視認型のサインの本体外形を決定する基本的な外因条件は、空間上の制約のもとで見やすいスペースがどのくらいあるかということです。すなわち、1) 前方の歩行者に遮蔽されないで仰角10°以内に視界が確保された範囲、2) 器具下に一定のクリアランスを残した下限高さより上の範囲、3) 天井面で決定されるその下の範囲、の三条件に囲まれたスペースが、実際に設置可能な範囲です。この中に入る大きさがサイン本体の天地寸法の条件になります。

